

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

冬期災害に御用心！

雪国から学ぶ転倒・墜落防止の極意

＜事例＞青木固研究所 / 鬼無里地区住民自治協議会

特集Ⅱ

体感教育で学ぶ刃物の恐怖

ユアテック 人財育成センター

ニュース

個人サンプラーを追加へ

厚労省 作業環境測定で

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2320

12

2018

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 大阪会
きたむら社会保険労務士事務所

代表 北村 庄司

第281回

日勤終了後に施設の犬を散歩してケガ

■ 災害のあらまし ■

特別養護老人ホームの職員Aが、日勤終了後、施設の大型犬のゴールデンレトリバー（以下、「犬」という）の散歩中、近くの公園入口で猫が犬の前を横切り、その際に犬が反応し駆け出した勢いで職員Aは、公園入口の溝に足を取られ門柱の角に左足膝蓋骨をぶつけ骨折した。

■ 判断 ■

当初「犬の散歩」は介護業務の付帯業務とは判断されず、また日勤終了後の散歩ということもあり、業務外と判断するのが相当とのことだった。しかし、犬は施設の介護サービスメニューの「セラピードッグ」としてパンフレットにも掲載されており、最終的に犬は「施設の資産」と判断され、業務上の災害として認定された。

■ 解説 ■

当該散歩は、施設では毎日日勤終了者が、退所前に施設介護時に着用するジャージのまま当番で実施していた。

Aは女性で、犬はかなり大型犬であるために綱をしっかりと持っていないと引っ張られることも多々あった。また、当時は慣れた道程とはいえ薄暗くなり始めており、周囲を確認しづらい状況でもあった。そうしたなか、犬が飛び出した猫に反応し、そのため不意にAは引きずられ門柱角に膝をぶつけ骨折した。

日常として当番制により「散歩」が実施され、かつ「セラピードッグ」として介護サービスメニューとして謳われていたことから、業務起因性も認められ得ると思われたが、相談当初、労働基準監督署は、業務起因性は認められないとの見解であった。

その最たる理由は、日常「犬」は業務終了後、当該法人の理事長宅に連れられ、それゆえ理事長の個人所有の犬との判断からであった。

しかし、その後、以下の事情が判明した。

- ・犬は法人の「資産」として計上されていた

- ・犬の日常の餌や飼育に必要なものの経費が会計に計上されていた

再度労基署に当該事実と証明資料を提示し、詳しく状況説明を行ったところ、結果療養給付および休業補償給付ともに認定が下りることとなった。

今回の件では、

①当該犬がセラピードッグとして介護メニューに組み込まれていた

(※注) ドッグセラピーとは、動物を使った治療方法であるアニマルセラピーの一種で訓練されたセラピードッグを介在させることにより、高齢者や認知症、自閉症など様々な障害を持つ人々に対し心や身体のリハビリテーションを目的としたプログラムを実施することをいう。

②法人の資産でかつ餌などの飼育費用が法人から出されている以上、「犬の散歩」が付帯業務としての意味合いが高くなった

の2点が大きなポイントとなったと思われる。

当初、犬の散歩中のケガが業務災害と認定される可能性が低いと思われたが、上記の①②の新事実をみて労基署も業務起因性があり、「犬の散歩が介護業務の付帯業務」に当たるとの認識を持ったようだ。

介護事業所ではたまに「セラピードッグ」などの謳い文句でパンフレットに記載されているが、もし、施設従業員が散歩などを行っているのであれば、「資産計上」と「餌等の諸費用の計上」を行っておくことは、



災害リスクに備えるうえで重要なことと認識した事案である。

また、こうした「動物」による災害に関連した事案では、運送業者のトラックドライバーが配達先で配達中に、玄関先でいきなり飛び出してきた飼い犬に足を咬まれたとか、通勤のためにバス停で待っていたところ、散歩してきた犬に突然咬まれたなどがある。

この場合、直接的に被害をもたらしたのは犬であるが、一般的には飼い主に責任があるということになる（民法第718条「動物の占有者の責任」）。飼い主が直接手を出したりしたわけではないが、民法上の損害賠償責任があるのは飼い主ということになり、このような場合も飼い主を第三者とした「第三者行為災害」となる。

しかし、きちんとケージに入れて飼っていたなど、飼い主として管理を徹底していたのに、個人的興味で犬に余計なちょっかいを出してしまったことにより咬まれてけがをってしまったケースなどのように、飼い主に過失がないと判断されるような場合は、第三者行為災害には該当しない。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp